

## 大分県教育センター図書館資料利用要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、大分県教育センター（以下、本センターという）図書館の資料の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (利用者・利用の範囲・利用の時間)

第2条 資料を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- ①本センターの職員
  - ②大分県内の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校に所属する教職員
  - ③大分県内の教育委員会に所属する職員
  - ④大分県民
  - ⑤その他、所長が特に認めるもの
- 2 利用の範囲は、閲覧・複写・貸出とする。
  - 3 利用時間は、本センター開館日の午前9時から午後5時までとする。

### (閲覧)

第3条 次に掲げる図書及び資料については原則的に禁帯出とし、調査研究又は学習用に供する場合に限り、図書館内で閲覧することを認める。

- ①文部科学省検定教科書
- ②雑誌、紀要等の逐次刊行物
- ③貴重図書
- ④辞書、辞典、白書、報告書類
- ⑤DVD・ビデオなどの視聴覚資料、ソフトウェア等
- ⑥その他、所長が特に指定する図書及び資料

2 所長は、公用又は調査研究のため必要があると認めるときは、第1項に掲げる館内用資料を貸出することができる。

### (複写)

第4条 前条の①～④について複写を希望する場合は、著作権法の範囲内において、複写することができる。ただし、必ず指定する場所で複写をするものとする。

### (貸出)

第5条 貸出を行う図書は、第3条で掲げた図書及び資料を除いたものとする。

### (貸出数)

第6条 貸出数は原則として、1件5冊以内とする。

### (貸出期間)

第7条 貸出期間は、貸出をした日から起算して15日以内とする。

### (貸出手続、返却方法)

第8条 貸出の手続き、返却方法については、以下のとおりとする。

- ①貸出の希望者は、本センターの図書館に直接来館し、所定の手続きをして貸出を受ける。ただし、その際に本人であることを確認できる公的な証明の提示が必要となる。
- ②返却は本人持参を原則とする。ただし、遠隔地等で貸出期間内に来館が困難な場合は、郵送で返却することを認める。
- ③貸出の延長は原則として認めない。

### (弁償責任)

第9条 貸出を受けた図書を紛失又は汚損・破壊した場合は、直ちに申し出るとともに、災害等の特別な事情がある場合を除き、原則として同一のものを弁償しなければならない。

### (その他)

第10条 この要項に定めるものの他、本センター図書館の資料の利用に関し、必要な事項は所長が定める。

### (附則)

この要項は、平成27年12月3日より施行する。